

水環境技術等に係る製品・サービスのブランド化事業 実施要領

1. 背景

琵琶湖は、日本最大にして世界でも有数の古代湖であり、豊かな自然環境を有し、水源、水産業の場、ラムサール条約登録湿地、観光資源、学術研究の場、祈りと暮らしに関わる遺産としてなど、様々な価値を有している。

近畿 1450 万人の暮らしや産業を支え、私たちが琵琶湖から様々な恩恵を享受できる背景には、住民による琵琶湖を守る活動、行政による条例というルール作りや高度処理の施設の整備、研究機関による科学的な研究・調査への貢献、そして企業による厳しい排出基準の達成への努力など、各主体の取組や連携協働を通して、経済成長に伴う環境汚染を乗り越えてきた歴史的経緯がある。

この滋賀県が成し遂げた経済成長と環境保全の両立は、「琵琶湖モデル」と呼ばれる。平成 25 年度には、「琵琶湖モデル」を活かして国内外の水環境課題の解決に貢献するため、産学官民によるプラットフォーム「しが水環境ビジネスフォーラム」が設立された。

しが水環境ビジネスフォーラム登録事業者など中堅・中小企業の海外等での展開における支援のため、令和元年度より、製品やサービスへの付加価値の形成に向けた琵琶湖の水環境技術等のブランド化を検討されてきた。

一方、令和 3 年 7 月に、琵琶湖を切り口とした 2030 年の持続可能社会への目標である「マザーレイクゴールズ（以下、「MLGs」という）」が新たに策定された。

MLGs は琵琶湖における石けん運動以来 40 年にわたる県民等多様な主体による活動が SDGs につながっていることを発見する仕組みである。琵琶湖・滋賀から世界を変えるための目標であると言える。

MLGs の 13 からなるゴールには、飲料水としても問題がなく、清らかな水が維持されること（ゴール 1）や地域の自然の恵みを活かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれること（ゴール 9）などがある。これらゴールに向かうアクションには、事業・産業においては、工場等でより高度な排水処理、琵琶湖の水質浄化につながる製品開発などがあり、行政施策においては、水環境ビジネスの支援などが挙げられている。

当事業が対象としている水環境課題の解決に貢献するための製品やサービスの開発は、持続可能社会のための MLGs に向かうアクションともいえる。本事業は MLGs との連動のもと推進することとし、プロジェクト名を「マザーレイクゴールズに向けたビワコプロダクツ」とする。

（関係性イメージ）



2 目的

本事業は、2030年の持続可能社会に向けて、水環境技術等のブランド化を通じて、製品やサービスへの付加価値を形成して、水環境ビジネスの推進を図るとともに、環境と経済・社会をつなぐ健全な循環の構築を推進することを目的とする。

3 実施主体

本事業は滋賀県および「マザーレイクゴールズに向けたビワコプロダクツ」プロジェクト推進委員会（以下、「推進委員会」という。）により行う。推進委員会に関しては、別途設置運営要領で定める。

4 事業内容

（1）概要

本事業では、県内の企業・団体（以下「企業等」という。）による、地域の水環境課題^{（注1）}の解決につながる湖沼・河川浄化技術、排水処理技術等に係る製品および地域資源を活用する仕組みなど、滋賀の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品・サービスを選定する。

選定した製品・サービスについては「ビワコプロダクツ」として広く周知を行うことにより、当該プロダクツの開発ならびに国内および海外への展開等を促進する。

[注1：水質や水循環、水生生物、生態系その他の水に関連する環境課題をいう。]

（2）対象

水環境技術等^{（注2）}を実用化した製品またはサービスを対象とする。

[注2：水環境の維持または持続可能な利用のための水質改善その他の水環境に関する技術や、水環境に係る生態系サービスおよび地域資源の保全・活用に関する技術・手法をいう。]

（3）募集

対象の製品やサービスの募集に関しては、別途募集要項で定める。

（4）ビワコプロダクツの選定

県は、企業等から申請のあった製品・サービスのうち、推進委員会において、すべての委員から別表に掲げる選定基準を満たすと判断されたものを「ビワコプロダクツ (Lake Biwa Products)」として選定するものとする。

（5）選定結果

選定結果については、申請者あてに書面により通知するとともに、選定された製品・サービスについては「ビワコプロダクツ選定証」を授与する。

（6）ビワコプロダクツへの支援

ビワコプロダクツとして選定された製品・サービスに対して、県は次の支援を行う。

- ・ビワコプロダクツ選定証を発行
- ・ビワコプロダクツラベルの使用の許諾

- ・ 県ホームページその他の広報媒体での発信
- ・ 県有施設における展示
- ・ 推進委員会で検討したその他必要な事項

5 ビワコプロダクツラベルの使用

ビワコプロダクツのラベルデザインや使用方法等に関しては、別途利用取扱要領で定める。

6 表示期間

申請者は申請時にビワコプロダクツとしての表示期間（ラベルの使用期間）を3年以内の期間で設定するものとする。

7 申請者の要件等を満たさなくなった場合の企業等による報告

ビワコプロダクツを提供する企業等は、当該プロダクツの提供を廃止したときや、選定基準および募集要項に定める申請者の要件を満たさなくなったときは、文書により、速やかに県へ報告するものとする。

8 選定の取消し

次のいずれかの要件に該当すると認められたビワコプロダクツについて、県はその選定を取り消すことができる。

- (1) 事業の継続が困難となるなどし、ビワコプロダクツの提供が廃止されたとき
- (2) ビワコプロダクツを提供する企業等（事業体として申請した場合は、当該事業体を構成する企業等）またはその役員が暴力団もしくは暴力団員に該当することとなったとき、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有することとなったとき
- (3) 選定基準および募集要項に定める申請者の要件を満たさなくなったとき
- (4) ビワコプロダクツに係る申請内容に重大な虚偽があることが判明したとき
- (5) その他選定を取り消すべきと判断されるとき

9 雑則

この要領に定めるもののほか、本事業の推進およびビワコプロダクツの選定に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

(別表)

ビワコプロダクツ選定基準

次に表記する「企業・組織に関する基準（1・2）」と「製品・サービスに関する基準（3・4・5）」に係る5つの基準全てを満たすものであること。

(企業・組織)

基準1 滋賀らしさ、琵琶湖らしさを有するものとして、次に掲げる要件をいずれも満たすものであること。

- (1) しが水環境ビジネス推進フォーラムに登録していること
- (2) 「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標である「マザーレイクゴールズ」(MLGs)に賛同していること。または、企業理念、経営方針、経営計画等において、「琵琶湖」「流域」「水環境」等への責任や使命等を示していること

基準2 持続可能性やSDGs等に取り組む姿勢を明確にするものとして、次の要件のいずれかを満たすものであること。

- (1) SDGsに関する宣言を行い、対外的に明示していること
- (2) 地球、社会、地域などの持続可能性に貢献する姿勢を対外的に明示していること

(製品・サービス)

基準3 国内外において、水環境課題の具体的な解決に貢献した実績を有する製品・サービスであること。

基準4 水環境課題を解決する優れた製品・サービスとして、次の要件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 高効率、新規性、高いコストパフォーマンス等の技術的特徴を有すること
- (2) 解決しようとする課題を有する地域や顧客との親和性等を有すること

基準5 製品・サービスがSDGsの達成に関係するものであること。